○農林水産省令第　　号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十二条第一項及び第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　武部　新

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請） 第十条　（略） ２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～七　（略） 八　権利を取得しようとする者が景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備推進法人である場合には、同法第五十六条第二項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面 九～十一　（略） （利用意向調査） 第七十四条　法第三十二条第一項の規定による利用意向調査は、当該調査に係る一筆の農地ごとに、その農地の農業上の利用の意向についての意思の内容が次の各号のいずれに該当するかについて行うものとする。 一・二　（略） 三　当該農地の所有者等（法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）が耕作すること。 四　（略） ２　（略） ３　農業委員会は、その農地の農業上の利用の意向についての意思の内容が第一項第一号に該当するものについて、その旨を農林水産省のウェブサイト（法第五十二条の三第一項及び第二項の規定による公表を目的とするものに限る。第百四条第二項第二号において同じ。）への掲載により公表しなければならない。 （利用意向調査の対象とならない農地） 第七十七条　法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　（略）	（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請） 第十条　（略） ２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～七　（略） 八　権利を取得しようとする者が景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備機構である場合には、同法第五十六条第二項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面 九～十一　（略） （利用意向調査） 第七十四条　法第三十二条第一項の規定による利用意向調査は、当該調査に係る一筆の農地ごとに、その農地の農業上の利用の意向についての意思の内容が次の各号のいずれに該当するかについて行うものとする。 一・二　（略） 三　当該農地の所有者等が耕作すること。 四　（略） ２　（略） （新設） （利用意向調査の対象とならない農地） 第七十七条　法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　（略）

三　第七十四条第三項に規定するもの	（新設）
（耕作の事業に従事する者が不在となる農地） 第七十八条　法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　次に掲げる農地であつて、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるもの イ　その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが死亡したもの ロ　（略） 二～五　（略）	（耕作の事業に従事する者が不在となる農地） 第七十八条　法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　次に掲げる農地であつて、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるもの イ　その農地の所有者等（法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）で耕作の事業に従事するものが死亡したもの ロ　（略） 二～五　（略）
（公表することが適当でない事項等） 第百四条　（略） 2　法第五十二条の三第一項の規定による公表は、原則として次に掲げる方法により行うものとする。 一　（略） 二　公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）を農林水産省のウェブサイトに掲載すること。	（公表することが適当でない事項等） 第百四条　（略） 2　法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。 一　（略） 二　公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十条第二項第八号の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。